

一般社団法人 青色 21 ネットワーク研究会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 青色 21 ネットワーク研究会(以下「当法人」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市中区中央二丁目 10 番 1 号に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、健全な納税者団体である青色申告会のネットワークを活かし、21 世紀の変革と情報化社会に対応する青色申告会活動のあり方を研究すると共に、財政基盤強化のための事業活動を連帯して行い、あわせて租税並びに税務行政に関する調査研究を行い、もって公平かつ適正な税制並びに公共的かつ効率的納税環境の確立に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 青色申告会の運営並びに経営に関する調査研究
- (2) 税制、税務に関する調査研究並びに建議
- (3) 会員の財政基盤の確立のための事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した青色申告会をもって会員とする。

- 2 会員になるには、理事会において別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費規則に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会で別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決（以下「特別決議」という。）によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 前3条の規定により会員がその資格を喪失しても、既納の（入会金及び）会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第3章 社 員

(社 員)

第11条 第5条第1項に定める会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第4章 社 員 総 会

(総 会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(構 成)

第13条 社員総会は社員をもって構成する。

(招 集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が召集する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代 理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委託することができる。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該総会において出席した副会長の中から議長を選出する。

(議事録等)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長以外に出席した理事・監事の中から議長が指名した2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員 等

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要に応じ意見を述べなければならない。

4 監事は、会長の求めに応じ常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任され者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 前条の規定は、第26条及び第27条においてもこれを準用する。

(特別顧問)

第27条 当法人に、会長の推薦により理事会が承認し、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 特別顧問は、会長又は理事会の諮問に応えるとともに、全ての会議に出席し意見を述べるることができる。

(顧問及び相談役)

第28条 会長は、理事会の同意を得て、顧問及び相談役(以下「顧問等」という。)を指名することができる。

2 顧問等の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 顧問等は、会長又は理事会の諮問に応えるとともに、会長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べるることができる。

第6章 会 議

(理事会)

第29条 当法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該理事会に出席した副会長の中から議長を選出する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び議長以外に出席した理事・監事の中から議長が指名した2名以上が前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第34条 当法人に、常任理事会を置く。常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

- 2 第29条2の規定は本条に準用する。
- 3 常任理事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議する重要な事項
 - (2) 理事会から委任された事項
 - (3) 理事会に付議する暇のない事項
- 4 第31条の規定は、本条に準用する。

(幹事会、常任幹事会)

第35条 当法人に、幹事会及び常任幹事会を置く。幹事会は専務理事、常任幹事及び幹事をもって構成し、常任幹事会は専務理事及び常任幹事をもって構成する。

- 2 前項に規定する幹事及び常任幹事は、いずれも若干名とし会長が指名する。
- 3 幹事会及び常任幹事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 当法人の運営に関する事項
 - (2) 理事会又は常任理事会から委任された事項
- 4 幹事又は常任幹事は、会長の求めに応じ理事会、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 第 25 条の規定は、本条に準用する。

第 7 章 委 員 会 等

(委員会)

第 36 条 当法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会長の意見を参考に理事会が選任及び解職する。

3 委員会の名称、職務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

(研究会等)

第 37 条 会員相互の研鑽を積むため、理事会の決議により、研究会等を開催することができる。

2 研修内容、開催日時、開催場所、参加費その他必要な事項は、理事会において定める。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局職員は会長が任免をするが、会長に事故あるときは専務理事が任免をする。

第 9 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類につ

いては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 当法人は、前項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第45条 この法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を決議することができる。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散等により精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑 則

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、設立登記の日から平成25年9月30日までとする。
- 2 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 神谷 善彦 河村 林太郎 近藤 美喜男 中嶋 康雄
吉光 繁文 池田 康彦 山本 昇 深川 新一
梅原 祐治 笠原 寛 澤村 恭正 内田 幸一
伊藤 升吾

設立時監事 立松 輝雄 田中 穂積 相原 博

3 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住 所 静岡県浜松市中区中央二丁目 10 番 1 号
名 称 公益社団法人 浜松西青色申告会
代表者 代表理事 神谷 善彦

2 住 所 静岡県浜松市中区向宿二丁目 1 番 8 号
名 称 社団法人 浜松東青色申告会
代表者 会 長 中嶋 康雄

4 従来、青色 21 ネットワーク研究会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、当法人が継承する。

5 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会において定めるところによる。

以上、一般社団法人 青色 21 ネットワーク研究会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 10 月 4 日

設立時社員 公益社団法人 浜松西青色申告会 代表理事 神谷 善彦 ㊟

設立時社員 社 団 法 人 浜松東青色申告会 会 長 中嶋 康雄 ㊟

6 この定款は平成 25 年 12 月 6 日より改正する。(第 29 条 2 を挿入、第 33 条 2 を修正、第 34 条 2 を挿入、第 34 条 2 を 3 に変更、第 34 条 3 を 4 とし修正。)